# 【31】非行等問題を抱える青少年の立ち直り支援推進事業(新規)

平成20年度概算要求額:57百万円

( -

事業開始年度:平成20年度 事業達成年度:平成23年度

#### 主管課

スポーツ・青少年局青少年課 (課長:安間 敏雄)

#### 関係課

#### 事業の概要

非行等問題を抱える青少年の立ち直りを支援するため、新たな社会活動の場を開拓する取組や地域社会全体で立ち直りを支援する体制づくりに関する調査研究を実施し、その成果を全国に普及する。

#### 必要性

#### 【事業の背景】

刑法犯少年の検挙人員が高水準で推移、不良行為少年の補導人員は、143万人(前年比4.4%増)と増加し、様態別では、4年連続で深夜はいかいが最も多くなった。さらに、岐阜県での女子中学生殺人事件、奈良県での家族に対する放火殺人事件、北海道での実母殺人事件等、少年による社会の球児を集める重大な事件は後を絶たず、少年の非行防止において、予断を許さない状況にある。

このような現状を踏まえ、「経済財政改革の基本方針2007」では、「地域と連携しつつ非行や犯罪から子どもを守る取組」の充実を図ること、また、「少年院からの出所者の再犯を防止する観点」から、出所後の支援を充実強化するとしている。

また、平成18年には、子どもの非行防止・犯罪被害防止等のために、非行少年の補導活動や立ち直り支援、子どもの安全確保のための取組など、地域社会が一体となった取組が重要であり、地域における取組を強化する観点から、犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部において「子ども安全・安心加速化プラン」がとりまとめられた。この中では、問題を抱える青少年の立ち直りを支援するための継続的な場づくりの推進が提言されている。

他方、少年の非行対策について、これまで関係行政機関が実施してきた各種施策について、全体的な評価をし、今後の施策の在り方を示した「少年の非行対策に関する政策評価書」(平成19年1月総務省)においては、今後、不良行為に対しては「スポーツや音楽、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動等にうちこめる機会の提供など少年の居場所の確保などにより、逸脱行為・不良行為までの段階において的確に対応」することが、また、再非行の防止に向けては、学習就労等の機会の提供など地域社会における立ち直り支援を的確に行うことが課題とされている。

平成16~19年度まで進めてきた「問題を抱える青少年のための継続的活動の場づくり事業」においては、居場所づくりのモデルが広がらないなどの課題が見出された。これまでの提言の趣旨やモデル事業の課題を踏まえ、平成20年度より「非行等青少年のための立ち直り支援推進事業」を新規に取り組もうというもの。

#### 【本事業に関係する審議会からの提言等】

- ・ 「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日:閣議決定)
- ・ 「少年の非行対策に関する政策評価書」(平成19年1月総務省)
- ・ 「子ども安全・安心加速化プラン」(平成18年6月犯罪対策閣僚会議、青少年育成推進本部了承)
- ・ 「犯罪から子どもをまもるための対策」(平成17年12月) 等

#### 効率性

#### 【事業インプット】

地域における立ち直り支援体制に関する実践調査研究 社会への一歩を踏み出すための活動の場に関する実践調査研究 全国研究集会の開催

#### 【事業アウトプット】

上記 ~ の事業を総合的・体系的に実施することにより、非行等青少年のための立ち直りを支援していく。 非行等問題を抱える青少年の立ち直りを支援する人材の資質、活動拠点の在り方についての実践的調査研究の成果 青少年が社会の一員として社会に参画していくために必要な体験およびその実施についての実践的調査研究の成果 における成果を普及するための全国規模の連絡協議会、フォーラム

#### 【事業アウトカム】

地域レベルで非行等問題を抱える青少年の立ち直りを支援する体制が整備されるとともに、活動の場が拡充される。

#### 有効性

### 【施策目標】

施策目標2-4 青少年の健全育成

# 【得ようとする効果及びその達成見込み】

非行等問題を抱える青少年の立ち直りを支援するための取組や、地域社会全体で立ち直りを支援する体制づくりを推進する。

# 公平性、優先性

本事業については、全国の各都道府県・知事部局・教育委員会、市町村教育委員会、青少年団体、NPO等民間団体など関係機関全てを対象とする施策であり、公平性を担保できると判断。また、非行等青少年の立ち直りを支援することは、当該青少年の健全育成に資するほか、社会の安全・安心にもつながるものであり、優先度が高いと判断(優先性)

#### 18年度実績評価結果との関係

18年度実績評価「達成目標2-4-1」の「今後の課題及び政策への反映方針」において、「総務省の政策評価の結果等も踏まえ、平成20年度以降は、地域における居場所づくり事業の拡充を検討したい」とされている。

#### 広報計画

特になし

# 備考

特になし

# 非行等青少年の立ち直り支援推進事業(新規)

現状

非行少年·不良行為少年の 検挙人員が高水準で推移 (H18年:約157万人)

再非行(再犯)率は、過去10年間増加傾向(H18年:29%)

課題

平成20年度要求額:57百万円

H16~19「問題を抱える青少年のための継続的な活動の場づくり事業」のモデルが全国に広がらない

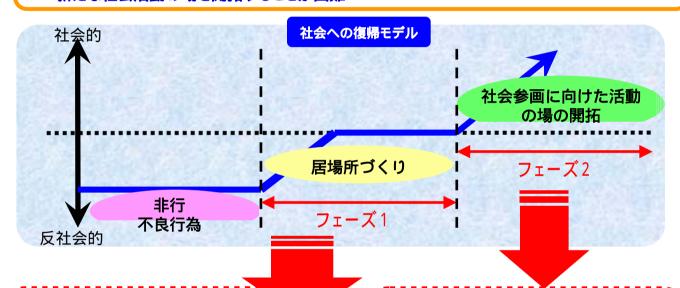
少年が非行に走らないようスポーツ、ボランティア活動などの居場所づくりや就労支援の充実等が必要 (総務省「少年の非行対策に関する政策評価」より)

## 対応の視点

# 地域の中核的人材 の確保が困難

非行等青少年の心のよりどころとなる居場所づくりを推進するためには、非行少年を親身に受け止め、地域社会への帰属意識を持たせるための支援や社会参画へ導く役割を担う、地域の中核的人材(支援者)が不可欠。

新たな社会活動の場を開拓することが困難



地域における立ち直り支援体制に 関する実践調査研究



・どのような人材

・どのような機能 が必要か、等 社会への一歩を踏み出すための活動の場に関する実践調査研究



・どのような活動の場 が必要か、等











問題を抱える青少年の新たな支援体制に関する調査研究

全国に普及

非行等青少年のための立ち直りを支援する居場所づくりの推進